

くるめ支え合うプラン（案）に対する パブリック・コメントの結果について

令和元年12月2日（月）から令和2年1月8日（水）までの期間で、くるめ支え合うプラン（久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画）（案）についてのパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集していましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1 実施期間 令和元年12月2日（月）～令和2年1月8日（水）

2 意見件数 20件（3名・1団体）

3 提出方法

方 法	人数・団体数	件 数
持 参	1	2
郵 送	1	3
電子メール	2	15
合 計	4	20

4 意見の内訳

区 分	件 数
計画全般	2
第1章 総論	0
第2章 計画策定の背景	3
第3章 課題の整理	0
第4章 施策体系	0
第5章 具体的な取組み等	12
第6章 計画の推進体制と進行管理	0
その他	3
合 計	20

5 意見の概要と意見に対する市の考え方

次頁以降のとおりです。

計画全般

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
1	団体	—	<p>「障害」を「障がい」に、「児童」を「子ども」に修正。</p> <p>【理由】 障害は、差し障りと害があると捉えられ、障がい者自身が社会にとって害があるような誤解を生む恐れがある。 児童は、一般的には小学生までに使用されている。</p>	<p>「障害」は、その多くが社会によって作られた問題であるとする「社会モデル」の考え方を尊重し、国や法令に準じて漢字表記しております。 (案のとおり)</p> <p>「児童」については、ご意見を踏まえ、法令から引用しているものや固有名詞などを除いて、「子ども」に修正します。</p>
2	団体	—	<p>課題や取組みの考え方、取組み状況等を全ての市民が共有することが大切であり、周知を徹底すべき。</p>	<p>あらゆる機会を通じて、周知・啓発を図ってまいります。 ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p>

第2章 計画策定の背景

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
3	団体	P10	<p>「③世帯の家族類型別の割合」の「…単独世帯の割合は増加する傾向にあります。」を「…単親と子どもからなる世帯（ひとり親世帯）が増加しています。また、単独世帯とくに高齢者の単独世帯が増加する傾向にあります。」に修正し、ひとり親世帯のグラフと単独世帯の年代別グラフを追加。</p> <p>【理由】 困難を抱える「ひとり親世帯」や単身の高齢者の増加を把握し、福祉政策の課題を明確にすべき。</p>	<p>本計画は、高齢者やひとり親などを対象とする分野別の計画ではなく、分野横断的な計画であることから、家庭による支え合いの機能の低下を概括的に示すことに重きを置いております。 (案のとおり)</p>
4	団体	P10	<p>「③世帯の家族類型別の割合」の「久留米市の世帯の家族類型別の割合」の後に、家族の子育てや介護に関わる人の男女別統計を追加。</p> <p>【理由】 家事・子育て・介護の負担は女性が大きく、福祉は女性の役割として家庭内で解決すべきとの考え方が女性の生き方を制限し、社会から排除している。地域での支え合いも女性がボランティアとして従事することが多く、家庭内や地域での性別役割分担の実態を是正するという課題を明確にすべき。</p>	<p>本計画は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざすものです。 そのため、性別役割分担意識を含む、既存の役割分担意識から全ての人が脱却する必要があるものと考えております。 (案のとおり)</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
5	団体	P18	<p>「○重点施策3 身近な相談窓口の仕組みづくり」における目標項目「市民の意識の変化」(福祉サービス利用時の不都合として「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」と回答する人の割合)の数値目標40%は低すぎたのではないかと。</p> <p>【理由】 福祉サービス利用時に情報が40%(H31・R1実績46.5%)もの人に届いていない状況を変えるためには、情報の出し方の工夫が必要。第5章の「具体的な取組み等」で新たに項を起こし「情報の出し方」の検討が必要。</p>	<p>第2期久留米市地域福祉計画策定時(平成23年度)の状況をもとに目標数値を設定し、取組みを進めてまいりましたが、現時点(令和元年度)において、この目標を達成するに至っておりません。</p> <p>本計画においても、計画を策定する中で、「必要な情報が適切に入手できない人がある」などのご意見をいただいております。「情報が適切に入手できていないことへの対応が必要」(P21 課題⑧)であると考えております。</p> <p>その課題に対応する施策として、「見守り活動の推進」や「多機関連携の推進」などに取り組み(P21 第4章施策体系)、市や市社協と地域や専門職等が連携して、必要な人に必要な情報が届くよう、工夫を行う必要があるものと認識しております。</p>

第5章 具体的な取組み等

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
6	団体	P22	<p>「(1) 自助、共助、公助の考え方」の前に「(1) 困っている人にあたたかな久留米」を追加。</p> <p>【理由】 自助を強調する前に、福祉の基本である「困っている人を見捨てない」という考え方を基本とすべき。また、災害や避難の時に人間らしく尊厳ある支援を受ける権利があるという考え方を啓発すべき。</p>	<p>ご意見のとおり、本計画は、すべての人の基本的な権利が尊重され、お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を最も大切な視点として計画を策定し、進めていく(P5)こととしており、また、取組みの推進にあたっては、人と人とのつながり合いを意識しながら、協働によるまちづくりの視点を持ち、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支え合うところをもって活動することを基盤とする(P24)としております。</p> <p>(案のとおり)</p>
7	団体	P22	<p>「(1) 自助、共助、公助の考え方」等における「自助、共助、公助」は「自立、共生、自治体の責務」など、市民に分かりやすい表現に修正。</p>	<p>「自助、共助、公助」については、より趣旨が伝わるよう、その意味も記載しております。</p> <p>3つの視点のバランスを保ちながら、それぞれの役割を果たし、取組みが進むよう、周知を図ってまいります。</p> <p>なお、ご意見の趣旨を踏まえ、P22、9行目以降の表現を、以下のとおり修正します。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
			<p>【理由】</p> <p>自己責任や自助努力につながる「自助」は、誤解を生みやすく、適当ではない。自分で何もかもやりなさいという「自立」ではなく、一人ひとりに尊厳があり、自己決定する権利があることを基本に、自立した人同士が共に生きる協働の関係、対等平等な関係の中で支え合うことが目指す姿だと考える。人権の保障のために税の再分配で、負担も分かち合い、誰もが福祉を享受できるような地域社会を目指したい。</p>	<p>【修正前】</p> <p>日頃からあいさつをすることや、困ったときに助けを求めることができる関係をつくっておくことも「自助」にあたります。</p> <p>【修正後】</p> <p>身近な人との関係をつくっておくことだけでなく、日頃からあいさつをすること、困ったときに助けを求めることができることも「自助」にあたります。</p> <p>また、P22、13行目の後に、以下の一文を追加します。</p> <p>【追加】</p> <p>そして、「自助」や「共助」の力を高めることができる環境の整備や、「自助」や「共助」だけでは対応できない課題に対応するため、必要に応じて「公助」が役割を果たすこととなります。</p>
8	団体	P26	<p><寄り添う体制を整える>の生活自立支援センターの新規相談受付件数の目標値は現状値を上回る数値に設定。</p> <p>【理由】</p> <p>問題を抱えた人にとって、安心して相談できる生活自立支援センターの存在は大きい。貧困により、様々な社会資源から排除されており、公的サービスに辿り着けない。潜在化する支援を必要とする人を、今まで以上に相談につなげるべきである。</p>	<p>本計画では、公的サービスの提供とあわせて、本計画における施策を推進することで、地域力を強化し、生活自立支援センターへの相談を必要とする前の段階で、地域等の力により、困り事を予防・軽減することを目指しております。</p> <p>なお、本計画の成果指標は、久留米市新総合計画第4次基本計画における指標と整合を図っております。</p> <p>(案のとおり)</p>
9	個人	P26	<p>より実効性のある計画とするため、ボランティア登録団体数や校区の講習会の開催数等の数値目標を設定。</p>	<p>ボランティア登録団体数や校区の講習会の開催数を増やす取組みは必要な取組みであると認識しております。</p> <p>本計画においては、そのような各取組みが複合的に推進されることにより、本計画のめざす姿である「支え合うところあふれるまち くるめ」にどの程度近づいたかを測るものとして、4つの視点で成果指標を設定しております。</p> <p>(案のとおり)</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
10	団体	P40	<p>「地域住民等ができること」の3つ目の○の「避難行動要支援者名簿に登録します。」を「避難行動要支援者名簿に登録し、地域内で確実に支援ができるよう、登録された人の名前を挙げるができる人を2～3人で組織します。」に修正。</p> <p>【理由】 名簿への登録で終わりではなく、緊急時に迅速に対応できる体制を整えておくことが大切。</p>	<p>3つ目の○は支援を必要とする人の取組みについて記載しております。</p> <p>支援をする人の取組みについては、5つ目の○（避難訓練や図上訓練の実施に努めます。）や7つ目の○（災害時に避難行動要支援者の支援活動が円滑に行えるよう、個別の避難支援計画の策定に協力し、様々な機関と連携します。）に記載しており、図上訓練や個別の避難支援計画の策定などの取組みの中で、支援者や避難場所などを具体化し、支援の確実性も向上させてまいりたいと考えております。</p> <p>（案のとおり）</p>
11	団体	P42	<p>「久留米市が取り組むこと」の1つ目の○の「災害の防止対策に取り組めます。」を「久留米市内の過去の被災地の教訓を活かして災害の防止対策に取り組めます。」に修正。</p> <p>【理由】 被災者の声を活かした取組みを検討することが必要。</p>	<p>久留米市地域防災計画（総則・災害予防編）第2章第3節「災害の防止対策」に基づく取組みを抜粋しております。</p> <p>久留米市地域防災計画の基本方針・基本目標や基本目標達成のための施策については、近年の災害から得られた教訓や課題等を踏まえて設定しております。</p> <p>そのため、よりその趣旨が伝わるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 災害の防止対策に取り組めます。</p> <p>【修正後】 避難体制の構築や防災知識の普及などを図り、災害の防止対策に取り組めます。</p>
12	団体	P42	<p>「久留米市が取り組むこと」の3つ目の○の「市民との協働による地域防災力の向上に取り組めます。」を「市民・不動産業者などの事業者・施設設置者などとの協働による地域防災力の向上に取り組めます。」に修正。</p> <p>【理由】 賃借物件が被災した際の対処法の説明や、施設に入所する際における被災時に関する説明が必要。市が把握している情報を事業者等へ周知しておくことが必要。</p>	<p>久留米市地域防災計画（総則・災害予防編）第2章第5節「市民との協働による地域防災力の向上」に基づく取組みを抜粋しております。</p> <p>この節では、「市民の防災力の向上」や「事業所等の防災力の向上」について記載しており、これらの中に含まれるものと考えております。</p> <p>そのため、よりその趣旨が伝わるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 市民との協働による地域防災力の向上に取り組めます。</p> <p>【修正後】 防災教育や自主防災組織の育成などをとおして、地域住民等との協働による地域防災力の向上に取り組めます。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
13	団体	P42	<p>「久留米市が取り組むこと」の5つ目の○の「避難環境の整備に取り組みます。」を「あらゆる障がい等に対応でき、女性の視点を取り入れた運営を図るなど、避難環境の整備に取り組みます。」に修正。</p> <p>【理由】 妊婦等女性の立場を尊重し、障がいに応じて安心して避難できる場所の確保が必要。</p>	<p>久留米市地域防災計画（総則・災害予防編）第2章第7節「避難環境の整備」に基づく取組みを抜粋しております。</p> <p>この節で、大規模な災害が発生し、多くの避難所を開設する場合あるいは避難生活が長期化する場合に、女性や高齢者、障害者等の多様な市民ニーズや人権に配慮した避難所運営ができるよう、避難所運営マニュアルやレイアウト図を策定し、職員や避難所設営管理者等に周知することとしており、この中に包含されるものと考えております。</p> <p>そのため、よりその趣旨が伝わるよう、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 避難環境の整備に取り組みます。</p> <p>【修正後】 避難所の指定や避難誘導計画の策定など、避難環境の整備に取り組みます。</p>
14	団体	P43	<p>「地域住民等ができること」の2つ目の○の「虐待などの人権侵害に気づいた場合は、適切な相談先へ連絡します。」を「虐待、配偶者による暴力などの人権侵害に気づいた場合は、適切な相談先へ連絡します。」に修正。</p> <p>【理由】 児童虐待が起こっている家庭では、配偶者による暴力が潜む場合も多く、配偶者による暴力は表面化しにくいいため、配偶者による暴力に関する認識を深めることが必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 虐待などの人権侵害に気づいた場合は、適切な相談先へ連絡します。</p> <p>【修正後】 虐待や配偶者等からの暴力などの人権侵害に気づいた場合は、適切な相談先へ連絡します。</p>
15	個人	P49 ～ P51	<p>地域活動の担い手の不足や高齢化に対応するため、担い手を育成する取組みを充実させる必要がある。</p> <p>【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「よかよか介護ボランティア」のポイント制度を充実、サロンや訪問活動等の地域活動を対象に加え、ポイント奨励金の上限を増額 ・市社協等のボランティア研修を充実させ、地域活動を牽引するリーダーを養成 ・ボランティア連絡協議会は分野が広いいため、同じような活動を行っているボランティア団体の情報交換会を充実 ・市民活動サポートセンターの情報発信等の充実 ・福祉に係る地域活動における男性の活躍の場の検討 ・市職員へのコミュニティや福祉、防災に関する研修の充実 	<p>ご意見のとおり、地域活動等の担い手不足への対応が必要であると考えております。</p> <p>ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
16	個人	P59 ～ P61	<p>福祉や防災に関する住民の意識が低いため、今まで以上に啓発を充実させる必要がある。</p> <p>【案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より住民に身近な校区での講座の充実（あわせて、参加者の中からボランティアを発掘） ・福祉教育の中で、ボランティアや福祉事業所等が、小中学生に福祉体験を実施（あわせて、子から親への啓発） 	<p>あらゆる機会を通じて、福祉や防災に関する住民の理解を深めるための周知・啓発を図ってまいります。</p> <p>ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p>
17	団体	P61	<p>「お互いを尊重する職場をめざして」の5行目から6行目にかけて、「同和問題をはじめ、」を「同和問題や男女平等問題をはじめ、」に修正。</p> <p>【理由】</p> <p>市が研修教材として準備している内容には、男女平等の項目もあり、長年研修で取り組んできた項目として表示。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>同和問題をはじめ、各種ハラスメント</p> <p>【修正後】</p> <p>同和問題をはじめ、男女平等や各種ハラスメント</p>

その他

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
18	個人	—	<p>校区内に福祉避難所がなく、災害時に困ると思う。</p>	<p>福祉避難所は、大規模災害などで避難生活が長期化するおそれがあり、高齢や障害などの理由で、コミュニティセンターや小学校などの指定避難所での生活が困難な方のための二次的な避難所です。</p> <p>現在、37施設を指定しておりますが、ご意見は、今後の事業実施における参考とさせていただきます。</p>
19	個人	—	<p>集合住宅等で電気設備が地下室に設置されている場合、浸水の危険があるため、総点検が必要である。</p>	<p>P42「久留米市が取り組むこと」の3つ目の○で「市民との協働による地域防災力の向上に取り組みます。」と整理しております。</p> <p>具体的には、久留米市地域防災計画（総則・災害予防編）第2章第5節第5の3「地下空間等の浸水対策」の中で取組みを進めてまいります。</p>

No	意見者	該当頁	意見の概要	市の考え方
20	個人	—	<p>国に対し、社会福祉関連費の予算の増額を要望して欲しい。介護認定が厳しくなる、特別養護老人ホームに入れない、福祉等の人材が確保できない、病院に行くお金がない、生活保護にもうまくつながらない、という現状がある。労働給与体制の改善や安心して働ける環境の整備、医療費が払えなくても受診できる制度の整備、民生委員への手当増額による活動の充実等が必要。</p> <p>市においても、人へ投資し、福祉を充実させて欲しい。</p>	<p>国に対しては、必要な措置を講じるよう、折に触れて要望を行っており、今後も、必要に応じて、要望を行ってまいります。</p> <p>本計画においては、地域をともに創る人を育むため、「地域における人材の育成」や「福祉人材の養成と資質の向上」などに取り組むこととしております。(P49～)</p>